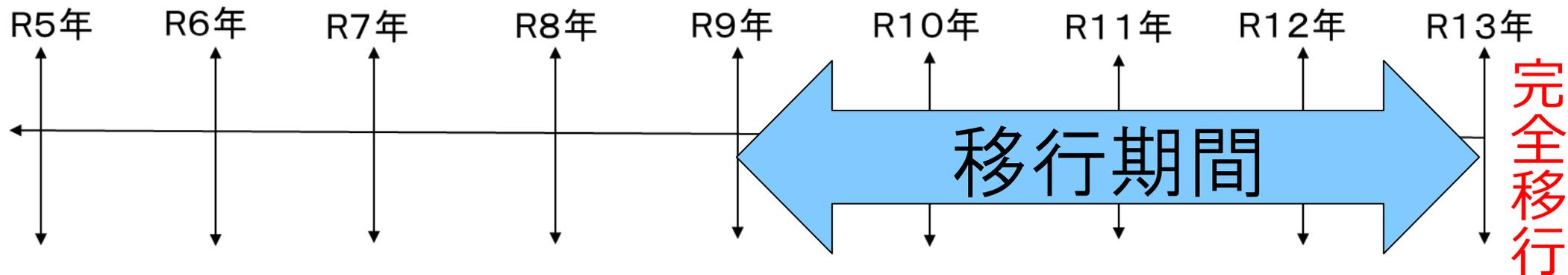


新しくなる贈与制度を学ぼう その③

～暦年課税と相続時精算課税の適用ポイント～

暦年贈与の改正点 まとめ

- ・ 令和6年(2024年)1月1日以降に行った贈与が対象
- ・ 7年分の加算対象となる相続は令和13年(2031年)1月1日以降
- ・ 令和9年(2027年)1月1日から令和12年(2031年)12月31日までの相続は対象となる日付が1年ずつ増えていく移行期間



相続時精算課税の改正点 まとめ

- 暦年課税と同様に、年間110万円の基礎控除が導入
- 年110万円以下の贈与であれば贈与税の申告不要
(改正前、相続時精算課税を選択していた人は
少額の贈与でも贈与税の申告が必要だった)
- 相続開始時、相続税の財産に加算するのは基礎控除額を
控除した後の金額
- 令和6年1月1日より適用開始

改正される暦年課税と相続時精算課税の比較

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	誰でも可能	贈与をした年の1月1日において 60歳以上である父母、祖父母
受贈者	誰でも可能	贈与を受けた年の1月1日において 18歳以上の推定相続人、孫
基礎控除 (非課税枠)	年間110万円	上記の贈与をする人ごとに 相続開始するまで原則2500万円 + 年間110万円の基礎控除
税率	超過累進課税 (10～55%)	$\left(\text{累計贈与額} - \text{年間110万円} \right) - 2500\text{万円} \times \text{一律20\%}$ ※令和5年までの相続時精算課税の適用を受けた贈与額については年間110万円の控除はありません
贈与者が死亡した場合	相続開始前7年以内に受けた贈与財産は相続財産に加算	この制度を適用した贈与財産は全て贈与時の価格で相続財産に加算 (年間110万円の贈与財産は除く)
併用できるのか	相続時精算課税を一度選択すると相続発生時まで継続	

暦年課税制度を活用するケース

※7年分の加算は相続人に対する制度です。

【こんな方にはぜひ暦年課税度を！】

- ・ 相続人以外の方への贈与
(孫、子供の配偶者に対する贈与)
- ・ 贈与者が若くて7年以上生きる可能性が高い
- ・ そもそも相続税がかからない

相続時精算課税制度を活用する場合の注意点

- ・適用初年度は確定申告時に**受贈者が**相続時精算課税選択届出書を提出すること。
(届出が提出されないと相続時精算課税が適用されません)
- ・**110万円超の贈与を行った場合は必ず確定申告を行いましょ**う (2,500万円の控除は申告が必須です) 。
- ・相続時精算課税制度を選択すると**暦年課税に戻れないこと**を必ず理解しておきましょう。

END